

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6806-9731 (月～金曜日 8:30～17:30)
(祝日および12/29～1/3を除く)

担当 小澤久美子

2. 当法人の概要について

| | |
|------------|---|
| 法人種別・事業者名称 | 株式会社在宅医療サポートセンター |
| 代表者氏名 | 代表取締役 服部幸洋 |
| 法人所在地 | 東京都中央区日本橋茅場町 2-4-1 |
| 電話番号 | 03-6661-1341 |
| 事業内容 | 1. 他社株式の保有及び運用業務 2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 3. 訪問看護及びその附帯関連業務 4. 経営コンサルタント業務及び各種事業の企画、運営支援 5. 不動産の賃貸、売買及び管理業務 6. 医療機器の販売及び輸出入業務 7. 宿泊業及び飲食業の経営 8. 高齢者向けシェアハウスの運営及び管理業務 9. 前各号に附帯する一切の業務 |

3. 利用者に対するの指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 事業所名 | いぶき居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 東京都葛飾区細田 3-13-39 |
| 介護保険指定番号 | 居宅介護支援 (葛飾区 1372209567 号) |
| サービスを提供する地域 | 葛飾区と江戸川区の一部 (東小岩、西小岩、北小岩、南小岩) |

(2) 職員体制

| | |
|-----------------|-------|
| | 常 勤 |
| 管理者 (介護支援専門員兼務) | 1 名 |
| 介護支援専門員 | 1 名以上 |

(3) 営業日および営業時間

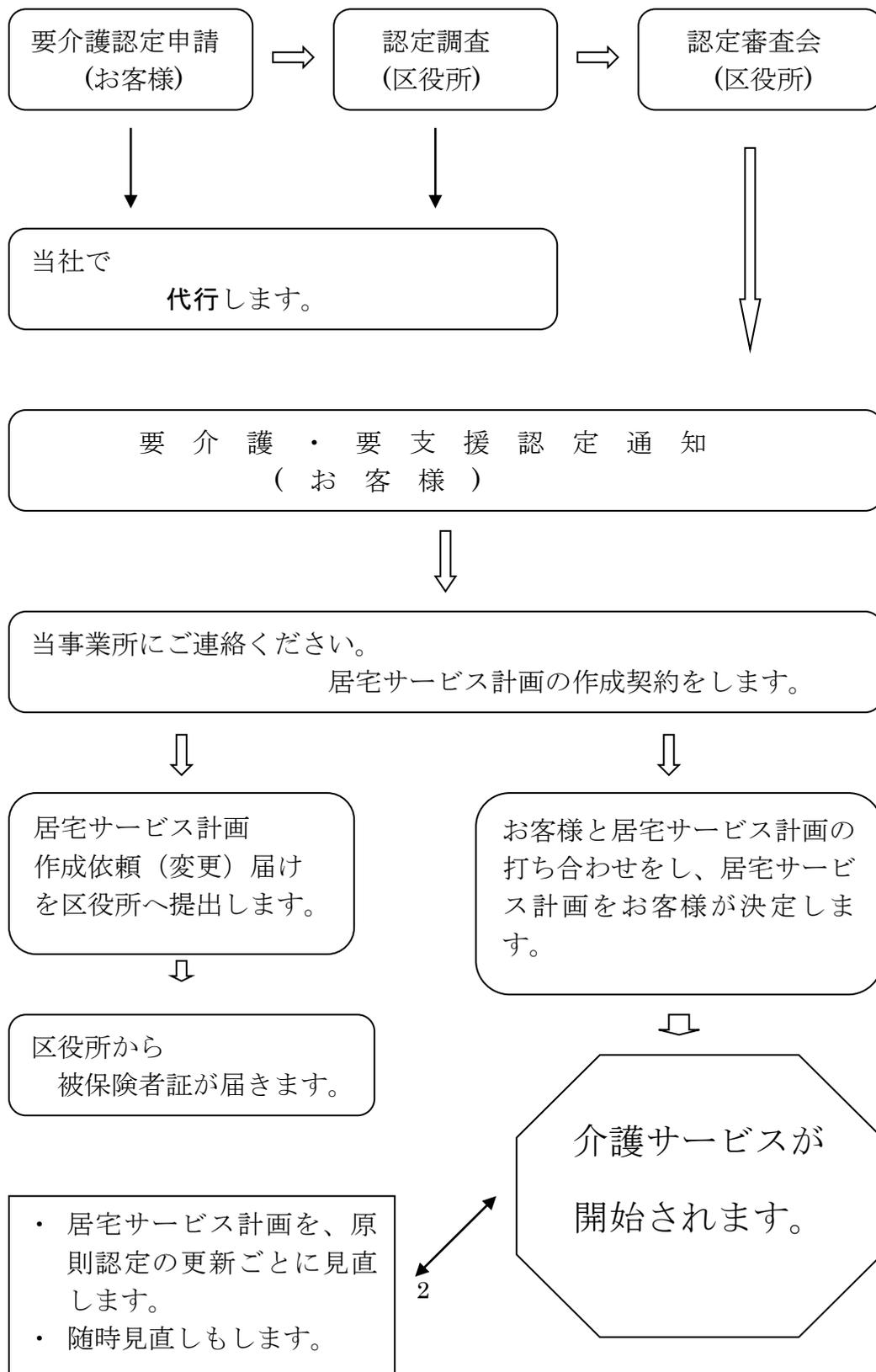
| | |
|------|---|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで 祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みとなります |
| 営業時間 | 午前 8：30～17：30 まで |

※営業時間外の電話対応について携帯電話への転送となります。

場合により折返しまでお時間を頂く場合がございます事をご容赦願います。

介護支援専門員直通連絡先 03-6806-9731

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



5. 利用料

(1) 料金規定

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は[重要事項説明書 別紙]のとおりです。

(2) 交通費

葛飾区と江戸川区の一部（東小岩、西小岩、北小岩、南小岩）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

① 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル未満 0円

② 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルごと 100円

(3) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、10日までに前月分を請求致しますので、30日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払いの方法は、銀行振込、郵便振込、現金の3通りの中からご契約の際に選べます。

6. サービスの利用方法等

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約をしたのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保健施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）または 要支援1・2と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

① お客様が可能な限り自宅で、その能力に応じ自立した日常生活が営めるよ

う配慮いたします。

- ② お客様の心身の状況、環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的、効率的に提供されるよう配慮いたします。
- ③ お客様の意思および人格を尊重し、常にお客様の立場にたって、公正中立に各種介護サービスが提供されるよう配慮いたします。

8. サービス内容に関する苦情相談窓口

- (1) 当事業所お客様相談担当 小澤久美子

電話番号 (6806) 9731

※営業時間外の電話対応について携帯電話への転送となります。

場合により折返しまでお時間を頂く場合がございます事をご容赦願います。

- (2) 葛飾区役所 福祉部 介護保険課

電話番号 (3695) 1111 (代表)

- (3) 東京都国民健康保険団体連合会

介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当

電話番号 (6238) 0177

9. 秘密の保持について

事業所が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的には原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やそのご家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

10. 虐待の防止について

高齢者虐待防止法に揚げる、虐待または虐待の恐れがあると判断したときは、ご利用者の管轄の地域包括支援センターに連絡します。

また、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 小澤久美子

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止啓発・普及するための研修実施をします。

11. 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族に連絡及び報告を行い、必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告します。

- ② 事故の状況および対応状況を正確に把握し記録します。

1 2. 感染症防止について

感染症の予防（手洗い、環境の整備等の衛生管理の徹底）、蔓延の防止に努めます。

1 3. 災害時の業務継続について

災害が発生した場合、関係機関と連携し業務継続できるよう取り組んでいきます。

1 4. 居宅介護支援業務の実施方法等について

(1) 居宅介護支援業務の実施

① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

(2) 居宅サービス計画作成について

① 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事や居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由について説明を求める事が可能であること等につき十分説明し理解を得られるように努めます。

② 利用者が病院等に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用サービス状況等の情報を入院先医療機関と共有する事で、医療機関における利用者の退院支援に資すると共に、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援する事にも繋がるので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

③ 効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とする為、各サービスが共通目標を達成する上で具体的なサービス内容として何ができるか等について、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有すると共に、専門的見地からの意見を求め調整を図っていきます。

④ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の指示がある事を確認します。その場合において居宅サービス計画を作成した場合には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付致します。

(3) サービス実施状況の把握、評価について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すると共に一月一回、モニタリングの結果を記

録します。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主事の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

15. サービスの利用割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙参照。

16. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

| | |
|------------|----|
| 実施の有無 | なし |
| 実施した直近の年月日 | |
| 第三者評価機関名 | |
| 評価結果の開示状況 | |

以上

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 東京都葛飾区細田 3-13-39
名称 株式会社在宅医療サポートセンター
いぶき居宅介護支援事業所 印

説明者 所属 いぶき居宅介護支援事業所
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者

住所
氏名 印

(代理人)

住所
氏名 印